

女性活躍に関する行動計画及び情報公表について

平成28年4月1日の女性活躍推進法施行に伴い、以下のとおり行動計画及び情報公表を行います。

女性活躍推進に向けた行動計画

1. 一般事業主行動計画の計画期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間

2. 行動計画に掲げる目標

行動計画期間中に新卒総合職採用者の30%以上を女性とする。

3. 取組内容

(1) 女性総合職の積極的な採用

(2) 女性の応募を促す福利厚生制度の整備

女性活躍推進に関する情報公表

| 情報公表項目 | 基幹的な職種/ 正社員/ 対象となる労働者すべて | 当社の実績(平成29年8月31日現在) |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------|
| 労働者一人あたりの平均残業時間 | 対象となる労働者すべて | 28 : 30 |
| 男女の平均勤続年数の差異 | その他 | 23%(男性10年9カ月 女性8年4カ月) |
| 有給休暇取得率 | 対象となる労働者すべて | 74.59% |

以上
(平成29年9月15日更新)